Make Next.
未来へつなぐ笑顔のために
九電工

第94期

定時株主総会招集ご通知

開催日時　2022年６月28日（火曜日）
午前10時（受付開始　午前９時）

開催場所　福岡市南区那の川一丁目23番35号
当社本社ビル９階講堂

議決権行使について

郵送又はインターネット等により
議決権を行使くださいますよう
お願い申しあげます。

「スマート行使」で、
スマートフォンでの議決権行使が便利に
詳しくは同封のご案内チラシをご確認ください。

議決権行使期限
2022年６月27日（月曜日）午後５時30分まで

ご来場自粛のお願い

新型コロナウイルスの感染が懸念されることから、感染防止の観点より、本総会へのご来場を見合せていただき、事前に郵送又はインターネット等による議決権行使を活用していただきますようお願い申しあげます。
なお、総会会場にて発熱、咳その他体調がすぐれないと見受けられる株主さまにつきましては、ご入場をお断りする等、感染防止の措置を取らせていただきますので、ご了承ください。

目的事項

報告事項
1. 第94期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の第94期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項
第1号議案　定款一部変更の件
第2号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
第3号議案　監査等委員である取締役4名選任の件
第4号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額設定の件
第5号議案　監査等委員である取締役の報酬限度額設定の件

株式会社 九電工
証券コード：1959

招集ご通知 P.1
株主総会参考書類 P.5
事業報告 P.33
連結計算書類 P.58
計算書類 P.60
監査報告書 P.62

目 次

株主のみなさまへ
第94期定時株主総会招集ご通知 …… 1
議決権行使のご案内 …… 3
（株主総会参考書類）
第１号議案　定款一部変更の件 …… 5
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件… 16
第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件 …… 25
第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額設定の件… 30
第５号議案　監査等委員である取締役の報酬限度額設定の件 …… 30
（添付書類）
事業報告 …… 33
連結計算書類 …… 58
計算書類 …… 60
監査報告書 …… 62
トピックス
株主総会会場ご案内図

■剰余金の配当のお知らせ

当社は、2006年6月29日の株主総会決議により、剰余金の配当等の決定を取締役会で行う旨の定款規定を設けております。

この当社定款規定に基づき、2022年4月28日開催の当社取締役会におきまして、第94期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の期末配当金のお支払いにつき、次のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

1. 期末配当金　　1株につき金50円
2. 効力発生日並びに支払開始日　　2022年６月７日（火曜日）

なお、口座振込をご指定の方及び株式数比例配分方式をご指定の方には、「配当金計算書」及び「配当金のお受け取り方法について」を同封いたしますので、内容をご確認くださいますようお願い申しあげます。

上記以外の方には、「配当金領収証」及び「配当金計算書」を同封いたしますので、払渡期間内にお近くのゆうちょ銀行又は郵便局でお受け取りください。

株主のみなさまへ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
当社 第94期定時株主総会を2022年6月28日（火曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。
株主のみなさまにおかれましては、今後とも倍旧のご支援、ご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

2022年6月

代表取締役 社長執行役員 **佐 藤 尚 文**

企業理念

1. 快適な**環境づくり**を通して社会に貢献します。
2. **技術力**で未来に挑戦し、新しい価値を創造します。
3. 人をいかし、人を育てる**人間尊重**の企業をめざします。

メガトレンド起点で当社が目指す「長期ビジョン」

企業理念

長期ビジョン

Make Next.

未来へつなぐ笑顔のために

持続可能な社会づくりに向けて私たちが果たす役割 ≪3つの貢献≫

Ⅰ. 社会課題の解決
技術力を活かして、社会が抱える諸課題の解決に挑戦し、人々の豊かな暮らしの実現に貢献

Ⅱ. 脱炭素社会の実現
クリーンエネルギーを通じて、脱炭素社会の実現に貢献

Ⅲ. 地域公共インフラの維持・発展
電力の安定供給や設備工事・都市開発等を通じて、地域インフラの維持・発展に貢献

ビジョン実現に向けた基本姿勢

循環型社会実現への貢献
企業活動を通じ、社会課題を解決することによって、社会的価値と経済的価値を両立（CSV経営の実践）

- ▶**技術力の更なる探索と深化** お客様の期待に応える幅広い技術領域の拡大と強化
- ▶**DXによる新たな価値創出** デジタル技術による現場施工の効率化や高度化、新規事業創出
- ▶**ダイバーシティの推進** 多様な人財に溢れる魅力ある企業の創出
- ▶**アライアンスの強化** オープンイノベーションの促進による技術革新や事業創出

中期経営計画2024 長期ビジョンの実現に向けて、2024年までに達成すべき目標及び重点課題とその具体的取り組み施策

招集ご通知

株　主　各　位

証券コード　1959
2022年６月６日

福岡市南区那の川一丁目23番35号
株式会社　九　電　工
代表取締役
社長執行役員　佐藤尚文

第94期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第94期定時株主総会を右記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　新型コロナウイルス感染リスクを避けるため、ご来場を見合わせていただき、同封の議決権行使書の郵送又はインターネット等による議決権行使をお願いいたします。お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、2022年６月27日（月曜日）午後５時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

▶ 書面（郵送）による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

▶ インターネット等による議決権の行使

４ページに記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、当社の指定する**議決権行使ウェブサイト**にアクセスしていただき、画面の案内に従って、上記の行使期限までに賛否をご入力ください。

敬　具

- 下記の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
  ① 事業報告の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
  ② 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
  ③ 計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表
  なお、会計監査人及び監査役が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に記載のほか、当社ウェブサイトに掲載した事項となります。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト　https://www.kyudenko.co.jp/ir/

記

1	日　　時	**2022年６月28日（火曜日）午前10時（受付開始 午前９時）**
2	場　　所	福岡市南区那の川一丁目23番35号 **当社本社ビル９階講堂** （末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3	目的事項	**報告事項**　1. 第94期（2021年４月１日から2022年３月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件 2. 会計監査人及び監査役会の第94期連結計算書類監査結果報告の件 **決議事項**　**第１号議案　定款一部変更の件** **第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件** **第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件** **第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額設定の件** **第５号議案　監査等委員である取締役の報酬限度額設定の件**
4	議決権の行使について	1.郵送とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。 2.インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。 3.株主さまは、当社の議決権を有する他の株主さま１名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、株主さま、又は代理人は、代理権を証明する書面を当社にご提出いただく必要があります。 4.各議案に対し賛否のご表示がない場合は、賛成のご表示があったものとして取り扱わさせていただきます。

以　上

1.当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
2.本招集ご通知の内容につきましては、早期に情報をご提供する観点から、本招集ご通知発送前にインターネット上の当社ウェブサイトに開示いたしました。
3.株主総会当日の報告事項のご説明は、後日インターネット上の当社ウェブサイトで、録画映像を配信いたします。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主のみなさまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

株主総会に
ご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2022年６月28日（火）
午前10時

書面（郵送）で議決権を
行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年６月27日（月）
午後５時30分到着分まで

インターネット等で議決権を
行使する方法

４頁の案内に従って、各議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年６月27日（月）
午後５時30分入力完了分まで

機関投資家のみなさまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

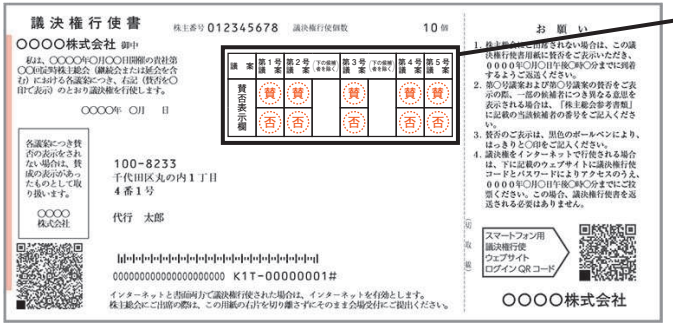

こちらに各議案の賛否をご記入ください。

第１・４・５号議案

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

第２・３号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等による議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使期限　2022年６月27日（月）午後５時30分まで

議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

「スマート行使」について

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。
※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

※QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

⚠ ご注意事項

- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主さまのご負担となります。
- インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。
- パスワードの取り扱いについて
  （1）パスワードは、議決権を行使される方が株主さまご本人であることを確認する手段ですので、大切にお取り扱いください。
  （2）株主さま以外の方による不正利用や議決権行使内容の改ざん等を防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使ウェブサイト上で新しいパスワードに変更登録をしていただきますようお願い申しあげます。
  （3）今回ご案内する議決権行使コード及びパスワード（株主さまご本人で変更登録いただくパスワードを含む）は、本株主総会に関してのみ有効です（次回の株主総会の際には、新たに発行いたします）。

インターネット等による議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120-652-031　受付時間 9：00～21：00

アクセス手順について

1. 議決権行使ウェブサイトにアクセスする

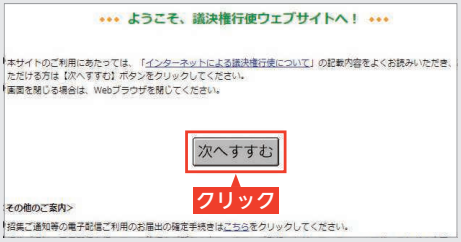

「次へすすむ」をクリック

2. ログインする

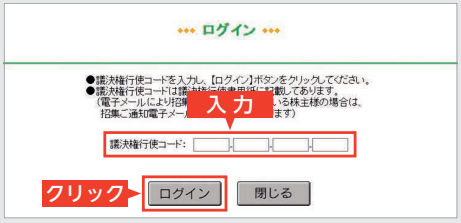

お手元の議決権行使書用紙に記載された**「議決権行使コード」**を入力し、**「ログイン」**をクリック

3. パスワードの入力

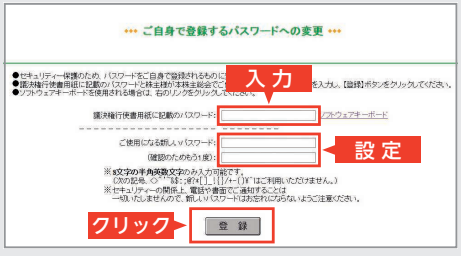

お手元の議決権行使書用紙に記載された**「パスワード」**を入力し、実際にご使用になる新しいパスワードを設定のうえ、**「登録」**をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

当社定款について、次の理由から所要の変更を行うものであります。

(1) 取締役会の監督機能をより一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図ることを目的として、監査等委員会設置会社に移行いたしたいと存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除を行うとともに、業務執行の決定の委任に関する規定の新設、取締役の員数に関する規定の変更等を行うものであります。

(2) 監督と業務執行の分離を明確にすべく、役付取締役としての「取締役社長」を執行役員制度に基づく「社長執行役員」に変更するものであります。これに伴い、役付取締役に関する規定の変更を行うとともに、執行役員に関する規定の新設等を行うものであります。

(3) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定が2022年９月１日に施行されることにより、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められるとともに、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることに伴い、規定の変更等を行うものであります。

(4) 上記に伴う条数の修正、その他所要の変更等を行うものであります。

2．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

（下線部分は変更箇所）

現　行　定　款	変　　更　　案
第１章　総　　則	第１章　総　　則
（機　関） 第４条　当会社は、次の機関を置く。 （１）株主総会 （２）取締役および取締役会 （３）監査役および監査役会 （４）会計監査人	（機　関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （削除） （１）取締役会 （２）監査等委員会 （３）会計監査人
第２章　株　　式	第２章　株　　式
（株主名簿管理人） 第９条　当会社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ２　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては、これを取扱わない。	（株主名簿管理人） 第９条　当会社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会から委任を受けた取締役の決定によって定め、これを公告する。 ２　（現行どおり）
（株式取扱規程） 第10条　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主権の行使の手続等は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	（株式取扱規程） 第10条　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主権の行使の手続等は、法令または本定款のほか、取締役会の決議または取締役会から委任を受けた取締役の決定によって定める株式取扱規程による。

現　行　定　款	変　　更　　案
第3章　株 主 総 会	第3章　株 主 総 会
（招　集） 第11条　定時総会は毎年６月に、臨時総会は必要に応じ、取締役会の決議に基づき、社長がこれを招集する。	（招　集） 第11条　当会社の定時株主総会は毎年６月に、臨時株主総会は、必要あるときに、取締役会の決議に基づき、株主総会の議長である取締役がこれを招集する。
（議　長） 第13条　総会の議長は、社長がこれに任ずる。 2　社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。	（議　長） 第13条　株主総会の議長は、取締役である社長執行役員がこれに当たる。 2　前項の社長執行役員に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第14条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削除）
（新設）	（電子提供措置等） 第14条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2　当会社は、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対し、電子提供措置をとる事項を記載した書面を交付するが、当該事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について記載しないことができる。

現　行　定　款	変　更　案
（決議の方法） 第15条　総会の普通決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2　総会の特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行う。	（決議の方法） 第15条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2　会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。
（議事録） 第17条　総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載し、議長および出席した取締役がこれに記名なつ印するものとする。	（議事録） 第17条　株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役、取締役会および執行役員
（定　員） 第18条　取締役は、15名以内とする。	（員　数） 第18条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、13名以内とする。 2　当会社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）は、６名以内とする。
（新設）	
（選　任） 第19条　取締役は、株主総会において選任する。 2　取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。 3　取締役の選任は、累積投票によらない。	（選　任） 第19条　取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。 2　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3　取締役の選任決議は、累積投票によらない。

現　行　定　款	変　　更　　案
（任　期） 第20条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	（任　期） 第20条　　（現行どおり）
（新設）	２　前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
（新設）	３　任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。
（新設）	４　会社法第329条第３項に基づく補欠の監査等委員の予選の効力は、当該決議によって短縮されない限り、当該選任のあった株主総会後、２年後の定時株主総会開始の時までとする。
（代表取締役および役付取締役） 第21条　取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。	（代表取締役および役付取締役） 第21条　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員を除く。）の中から代表取締役を選定する。
２　取締役会は、その決議によって、会長、副会長および社長を置くことができる。	２　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員を除く。）の中から会長および副会長を選定することができる。
（役付取締役の職務） 第22条　社長は、取締役会の決議に従い、会社の業務を執行する。	（削除）
（職務代行） 第23条　会長または社長が欠けたとき、もしくは事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がその職務を代行する。	（削除）

現　行　定　款	変　更　案
（取締役会の構成） 第24条　取締役会は、取締役をもって構成する。 2　監査役は、取締役会に出席し、必要あると認めるときは、意見を述べなければならない。	（削除）
（取締役会の招集） 第25条　取締役会は、会長がこれを招集する。	（取締役会の招集） 第22条　（現行どおり）
（新設）	2　会長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれを代行する。
2　取締役会招集の通知は、各取締役および監査役に対し、会日の２日前に発するものとする。ただし、緊急を要する場合には、これを短縮することができる。	3　取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の２日前までに発するものとする。ただし、緊急を要する場合には、これを短縮することができる。
（取締役会の議長） 第26条　取締役会の議長は、会長がこれに任ずる。	（取締役会の議長） 第23条　取締役会の議長は、会長がこれに当たる。
（新設）	2　会長に事故あるときは、前条第２項による招集権者がこれを代行する。
（取締役会の権限） 第27条　取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、当会社の業務執行を決定する。	（削除）
（取締役会の決議方法） 第28条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の３分の２以上の多数をもって行なう。	（取締役会の決議方法） 第24条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の３分の２以上をもって行う。
2　当会社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。	2　当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

現　行　定　款	変　　更　　案
（新設）	（取締役への委任） 第25条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
（新設）	（取締役会規程） 第26条　取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。
（議事録） 第29条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名なつ印するものとする。 ２　前条第２項の決議があったとみなされる事項の内容およびその他法令に定める事項については、これを議事録に記載する。	（削除）
（社外取締役の責任限定契約） 第30条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。	（取締役の責任限定契約） 第27条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。

現　行　定　款	変　　更　　案
（新設）	（執行役員） 第28条　当会社は、取締役会の決議によって、執行役員を定め、当会社の業務を分担して執行させることができる。 2　取締役会は、その決議によって、執行役員の中から社長執行役員およびその他の役付執行役員を定めることができる。 3　社長執行役員に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の執行役員がその職務を代行する。
（新設）	第５章　監査等委員会
（新設）	（常勤監査等委員および常任監査等委員） 第29条　監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。 2　監査等委員の互選によって、常任監査等委員若干名を置くことができる。
（新設）	（監査等委員会招集の通知） 第30条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の５日前までに発するものとする。ただし、緊急を要する場合には、これを短縮することができる。
（新設）	（監査等委員会規則） 第31条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

現　行　定　款	変　　更　　案
第５章　監査役および監査役会	（削除）
（定　員） 第31条　監査役は、６名以内とする。	（削除）
（選　任） 第32条　監査役は、株主総会において選任する。 ２　監査役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。	（削除）
（任　期） 第33条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ２　任期の満了前に、退任した監査役の補欠のため選任された監査役の任期は、退任監査役の残任期間とする。	（削除）

現　行　定　款	変　更　案
（常勤監査役および常任監査役） 第34条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。 2　監査役の互選によって、常任監査役若干名を置くことができる。	（削除）
（監査役会の構成） 第35条　監査役会は、監査役をもって構成する。	（削除）
（監査役会招集の通知） 第36条　監査役会招集の通知は、各監査役に対し、会日の５日前に発するものとする。ただし、緊急を要する場合には、これを短縮することができる。	（削除）
（監査役会の決議方法） 第37条　監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行なう。	（削除）
（議 事 録） 第38条　監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名なつ印するものとする。	（削除）

現　行　定　款	変　　更　　案
（社外監査役の責任限定契約） 第39条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。	（削除）
第６章　会計監査人	第６章　会計監査人
第40条 ～ 第41条　（条文省略）	第32条 ～ 第33条　（現行どおり）
第７章　計　　算	第７章　計　　算
第42条 ～ 第45条　（条文省略）	第34条 ～ 第37条　（現行どおり）
（新設）	附則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 第94期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条の定めるところによる。
（新設）	（電子提供措置等に関する経過措置） １　現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年９月１日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとするが、施行日から６か月以内に招集する株主総会については、現行定款第14条を適用する。 ２　本附則は、施行日から６か月を経過した日または前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が承認決議されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、取締役全員（13名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名の選任をお願いいたしたいと存じます。

各取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、指名諮問委員会の答申にもとづき、取締役会において決定したものです。

なお、本議案は、第１号議案における定款変更の効力が発生することを条件として、効力が生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の当社における地位・担当	取締役会出席率
1	西村 松次（にしむら まつじ） 再任	取締役会長	100.0% (13／13回)
2	佐藤 尚文（さとう なおふみ） 再任	代表取締役社長執行役員	92.3% (12／13回)
3	武井 秀樹（たけい ひでき） 再任	代表取締役副社長執行役員 東京本社代表	100.0% (13／13回)
4	石橋 和幸（いしばし かずゆき） 再任	取締役副社長執行役員 業務全般、経営戦略企画、DX推進担当	100.0% (13／13回)
5	城野 正明（じょうの まさあき） 再任	取締役副社長執行役員 グリーンイノベーション事業本部長 技術全般、営業全般担当	100.0% (13／13回)
6	倉富 純男（くらとみ すみお） 再任 社外 独立	社外取締役	84.6% (11／13回)
7	柴崎 博子（しばさき ひろこ） 再任 社外 独立	社外取締役	90.0% (9／10回)
8	金子 達也（かねこ たつや） 新任 社外 独立	—	—

（注）１．柴崎博子氏の取締役会出席率は、2021年６月25日の就任以降に開催された取締役会のみを対象としております。
２．担当は、2022年４月１日時点を記載しております。
３．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要につきましては、55ページをご参照ください。本議案が承認され、候補者が取締役に就任した場合には、当該保険の被保険者となります。
４．次ページ以降の各候補者の年齢は、本総会終結時の満年齢となります。

候補者番号 1

西村 松次（にしむら まつじ） 再任

生年月日	1947年8月5日（満74歳）
所有する当社の株式の数	129,900株

略歴、当社における地位・担当

1971年 4月　当社入社
2002年 8月　当社佐賀支店長
2004年 6月　当社取締役佐賀支店長
2005年 4月　当社取締役福岡支店長
2006年 6月　当社常務取締役福岡支店長
2008年 6月　当社専務執行役員福岡支店長
2009年 6月　当社取締役専務執行役員福岡支店長
2010年 4月　当社取締役専務執行役員営業本部長
2011年 4月　当社取締役専務執行役員営業技術統括本部長
2012年 4月　当社取締役専務執行役員営業技術統括本部長兼東京本社統括本部長
2012年 5月　当社取締役副社長執行役員営業技術統括本部長兼東京本社統括本部長
2013年 4月　当社取締役副社長執行役員東京本社代表
2013年 6月　当社代表取締役社長東京本社代表
2014年 4月　当社代表取締役社長
2020年 6月　当社取締役会長（現任）

重要な兼職の状況

黒崎播磨株式会社社外取締役

取締役候補者とした理由

2013年6月から代表取締役社長として、当社の属する業種・業界における豊富な業務経験と的確な決断力により、前中期経営計画を達成に導き、また、取締役会長就任後も、取締役会議長として業務執行に対する監督機能の強化に努めるなど、その職責を果たしており、取締役候補者といたしました。

注記

当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号 2

佐藤（さとう） 尚文（なおふみ） 再任

生年月日	1951年８月27日（満70歳）
所有する当社の株式の数	8,600株

略歴、当社における地位・担当

2012年６月　九州電力株式会社取締役常務執行役員業務本部長
2014年６月　同社代表取締役副社長
2017年４月　同社代表取締役副社長ビジネスソリューション統括本部長
2018年６月　当社取締役会長
2020年６月　当社代表取締役社長
2022年４月　当社代表取締役社長執行役員（現任）

重要な兼職の状況

特になし

取締役候補者とした理由

2018年６月から取締役会長として、エネルギー事業会社の要職を歴任した知見と見識により、業務執行に対する監督機能の強化に努め、また、代表取締役社長就任後は、中期経営計画の達成に向けた諸施策を実践に移すとともに、「長期ビジョン」を策定するなど、その職責を果たしており、取締役候補者といたしました。

注記

当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号 3

武井 秀樹（たけい ひでき） 再任

生年月日	1955年７月14日（満66歳）
所有する当社の株式の数	28,100株

略歴、当社における地位・担当

1980年 ４月　当社入社
2007年 ４月　当社事業開発推進部長
2010年 ４月　当社鹿児島支店長
2011年 ６月　当社執行役員鹿児島支店長
2013年 ４月　当社上席執行役員営業本部副本部長
2013年 ６月　当社取締役上席執行役員営業本部副本部長
2015年 ４月　当社取締役常務執行役員営業本部副本部長
2016年 ４月　当社取締役常務執行役員東京本社営業本部長
2016年 ６月　当社専務執行役員東京本社営業本部長
2020年 ６月　当社代表取締役副社長執行役員東京本社代表（現任）

重要な兼職の状況

特になし

取締役候補者とした理由

当社入社以来、主に営業部門の業務に従事し、2016年４月に東京本社営業本部長、2020年６月から代表取締役副社長執行役員東京本社代表として、豊富な業務経験と知見に基づき、首都圏において戦略的な取り組みを推進するなど、担当する職責を十分に果たしており、高い能力と専門性を有していることから、取締役候補者といたしました。

注記

当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号 **4** 石橋（いしばし） 和幸（かずゆき） 再任

生年月日	1959年３月８日（満63歳）
所有する当社の株式の数	24,300株

略歴、当社における地位・担当

1982年４月　当社入社
2008年４月　当社人事労務部長
2010年４月　当社北九州支店長
2012年５月　当社執行役員北九州支店長
2013年４月　当社上席執行役員
2013年６月　当社取締役上席執行役員
2015年４月　当社取締役常務執行役員
2017年４月　当社取締役専務執行役員営業本部長
2020年４月　当社取締役専務執行役員
2020年６月　当社取締役副社長執行役員（現任）
業務全般、経営戦略企画、ＤＸ推進担当

重要な兼職の状況

特になし

取締役候補者とした理由

当社入社以来、主に営業部門の業務に従事し、取締役就任後は秘書室、安全、人事労務、総務担当として従業員の処遇改善やガバナンス強化に携わり、2020年6月に副社長執行役員に就任した後は、業務全般を管掌し、さらにはDX推進に取り組むなど、担当する職責を十分に果たしており、高い能力と専門性を有していることから、取締役候補者といたしました。

注記

当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号 5

城野 正明（じょうの まさあき） 再任

生年月日	1955年1月1日（満67歳）
所有する当社の株式の数	23,600株

略歴、当社における地位・担当

1973年 4月	当社入社
2008年 4月	当社情報通信本部情報通信部長
2011年 4月	当社営業技術統括本部営業本部営業企画部長
2013年 4月	当社執行役員鹿児島支店長
2014年 4月	当社上席執行役員鹿児島支店長
2015年 4月	当社常務執行役員技術本部長兼エコ事業創生本部長
2015年 6月	当社取締役常務執行役員技術本部長兼エコ事業創生本部長
2016年 4月	当社取締役常務執行役員技術本部長
2017年 4月	当社取締役専務執行役員技術本部長
2020年 4月	当社取締役専務執行役員
2020年 6月	当社取締役副社長執行役員
2021年 7月	当社取締役副社長執行役員 グリーンイノベーション事業本部長（現任） 技術全般、営業全般担当

重要な兼職の状況

特になし

取締役候補者とした理由

当社入社以来、主に技術部門の業務に従事し、取締役就任後は技術本部長として、施工戦力の充実強化や安全・品質管理の向上に努めております。2020年6月に副社長執行役員に就任した後は、技術、営業を統括し、シナジー発揮に向けた取り組みやグリーンイノベーション事業本部長として事業領域の拡大を推し進めるなど、担当する職責を十分に果たしており、高い能力と専門性を有していることから、取締役候補者といたしました。

注記

当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号 6

倉富 純男（くらとみ すみお）

再任 社外 独立

生年月日	1953年８月13日（満68歳）
所有する当社の株式の数	900株
社外取締役の在任期間	６年

略歴、当社における地位・担当

2008年６月　西日本鉄道株式会社取締役執行役員都市開発事業本部長
2011年６月　同社取締役常務執行役員経営企画本部長
2013年６月　同社代表取締役社長
2016年６月　同社代表取締役社長執行役員
2016年６月　当社取締役（現任）
2021年４月　西日本鉄道株式会社代表取締役会長（現任）

重要な兼職の状況

西日本鉄道株式会社代表取締役会長
株式会社福岡中央銀行社外取締役（2022年６月退任予定）
鳥越製粉株式会社社外取締役
一般社団法人九州経済連合会会長
株式会社福岡銀行社外取締役監査等委員

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

異業種・他業界の代表取締役であり、企業経営に関する高い見識と監督能力に加え、地域経済に関する知見を有しております。同氏はその豊富な経験や見識を活かし、取締役会において、独立かつ客観的な視点から有益な意見や提言を行うことにより、監督機能の強化に大きく貢献しております。今後も当社のガバナンス強化に向けた提言等が期待されることから、社外取締役候補者といたしました。

社外取締役との責任限定契約について

会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額となります。なお、再任が承認された場合、同氏との間で、上記責任限定契約と同様の内容の契約を締結する予定であります。

注記

1.西日本鉄道株式会社の代表取締役会長であり、同社は当社株式の1.61％を保有する株主であります。また、当社と同社との間に取引がありますが、いずれも当該取引額は当社及び同社の直近事業年度における売上高の0.1％未満であります。
2.社外取締役を務める株式会社福岡中央銀行において、2016年３月及び2017年11月、同行行員による顧客の現金着服の不祥事が判明いたしました。同氏は、平素より法令遵守体制の確立に関する提言を適宜行うとともに、発生後においては再発防止のための意見表明を行うなど、その職責を適正に遂行しております。
3.当社は、社外役員の独立性を確保するため、東京、福岡の各証券取引所が定める基準に加え、当社独自に社外役員の独立性判断基準（31ページに記載）を定めており、これらの基準を満たしていることから独立役員として各証券取引所に届け出ております。

候補者番号 7

柴崎 博子（しばさき ひろこ）

再任 社外 独立

生年月日	1953年７月６日（満68歳）
所有する当社の株式の数	０株
社外取締役の在任期間	１年

略歴、当社における地位・担当

2012年 ４月　東京海上日動火災保険株式会社執行役員福岡中央支店長
2015年 ４月　同社常務執行役員
2018年 ４月　同社顧問（2019年３月退任）
2019年 ６月　マツダ株式会社社外取締役監査等委員（現任）
2021年 ６月　当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

マツダ株式会社社外取締役監査等委員

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

異業種・他業界における豊富な経験に加え、マーケティング及びリスク管理に関する高い見識を有しております。同氏はその豊富な経験や見識を活かし、取締役会において、独立かつ客観的な視点から有益な意見や提言を行うことにより、監督機能の強化に大きく貢献しております。今後も当社のガバナンス強化に向けた提言等が期待されることから、社外取締役候補者といたしました。

社外取締役との責任限定契約について

会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額となります。なお、再任が承認された場合、同氏との間で、上記責任限定契約と同様の内容の契約を締結する予定であります。

注記

1.マツダ株式会社社外取締役監査等委員であり、当社と同社との間に取引がありますが、いずれも当該取引額は当社及び同社の直近事業年度における売上高の0.1％未満であります。
2.社外取締役監査等委員を務めるマツダ株式会社において、自動車部品材料の集中購買の一環として行っていた取引の一部が、公正取引委員会から下請代金支払遅延等防止法の規定(不当な経済上の利益の提供要請)に違反すると判断され、2021年３月に勧告を受けました。同氏は平素より法令遵守及びコンプライアンス経営の視点に立った提言を行うとともに、当該事実が判明した後は、再発防止のための意見表明を行うなど、その職責を適切に遂行しております。
3.当社は、社外役員の独立性を確保するため、東京、福岡の各証券取引所が定める基準に加え、当社独自に社外役員の独立性判断基準（31ページに記載）を定めており、これらの基準を満たしていることから独立役員として各証券取引所に届け出ております。

候補者番号 8

金子 達也（かねこ たつや）

新任 社外 独立

生年月日	1953年６月10日（満69歳）
所有する当社の株式の数	2,000株

略歴、当社における地位・担当

2005年６月　トヨタ自動車株式会社常務役員（2011年６月退任）
2011年６月　ダイハツ工業株式会社取締役専務執行役員
2013年６月　同社取締役副社長（2015年６月退任）
2015年６月　トヨタ自動車九州株式会社代表取締役社長
2018年６月　同社代表取締役会長（2021年６月退任）

重要な兼職の状況

特になし

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

異業種・他業界の代表取締役経験者として培った経営全般に関する豊富な経験と監督能力に加え、メーカーにおけるマーケティングやものづくりに関するグローバルな知見を有しております。同氏にその豊富な経験や見識を活かし、取締役会において、独立かつ客観的な視点から有益な意見や提言を頂くことで、監督機能の一層の強化が期待されることから、新任の社外取締役候補者といたしました。

社外取締役との責任限定契約について

選任が承認された場合、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額となります。

注記

1.当社との間には、特別の利害関係はありません。
2.当社は、社外役員の独立性を確保するため、東京、福岡の各証券取引所が定める基準に加え、当社独自に社外役員の独立性判断基準（31ページに記載）を定めており、これらの基準を満たしていることから独立役員として各証券取引所に届け出る予定としております。

第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が承認決議されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、監査等委員である取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

各監査等委員である取締役候補者は、指名諮問委員会の答申にもとづき、取締役会において決定したものです。また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案は、第１号議案における定款変更の効力が発生することを条件として、効力が生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の当社における地位・担当	監査役会出席率
1	加藤（かとう） 慎司（しんじ） 新任	監査役	100.0% (11／11回)
2	道永（みちなが） 幸典（ゆきのり） 新任 社外 独立	社外監査役	90.9% (10／11回)
3	吉迫（よしざこ） 徹（とおる） 新任 社外 独立	社外監査役	100.0% (９／９回)
4	添田（そえだ） 英俊（ひでとし） 新任 社外 独立	社外監査役	100.0% (９／９回)

（注）１．吉迫徹、添田英俊の両氏の監査役会出席率は、2021年６月25日の就任以降に開催された監査役会のみを対象としております。

２．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要につきましては、55ページをご参照ください。本議案が承認され、候補者が取締役に就任した場合には、当該保険の被保険者となります。

３．次ページ以降の各候補者の年齢は、本総会終結時の満年齢となります。

候補者番号 1

加藤 慎司（かとう しんじ） 新任

生年月日	1959年８月６日（満62歳）
所有する当社の株式の数	5,200株

略歴、当社における地位・担当

1982年 ４月　当社入社
2012年 ４月　当社経営企画部長
2013年 ４月　当社経営戦略企画室長
2015年 ７月　当社経営戦略企画室長兼関連事業室長
2016年 ４月　当社経営戦略企画室長
2017年 ４月　当社人事労務部九電工アカデミー学長
2019年 ６月　当社監査役（現任）

重要な兼職の状況

特になし

監査等委員である取締役候補者とした理由

当社入社以来、主に財務・会計部門の業務に従事し、同分野の豊富な知見を有しております。また、経営企画部門の業務に携わるなど、グループ経営全般にも精通しており、ガバナンス強化への貢献を期待し、監査等委員である取締役候補者といたしました。

注記

当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号 2

道永 幸典（みちなが ゆきのり）

新任 社外 独立

生年月日	1957年11月1日（満64歳）
所有する当社の株式の数	0株

略歴、当社における地位・担当

2014年 4月	西部瓦斯株式会社執行役員情報通信部長
2015年 4月	同社常務執行役員総務広報部長
2016年 4月	同社常務執行役員
2016年 6月	同社取締役常務執行役員
2019年 4月	同社代表取締役社長 社長執行役員
2019年 6月	当社監査役（現任）
2021年 4月	西部ガスホールディングス株式会社 代表取締役社長 社長執行役員（現任）

重要な兼職の状況

西部ガスホールディングス株式会社代表取締役社長 社長執行役員
黒崎播磨株式会社社外取締役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、取締役会などにおいての発言を通し、監督機能の強化に貢献しております。今後も当社のガバナンス強化への貢献を期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

監査等委員である社外取締役との責任限定契約について

選任が承認された場合、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額となります。

注記

1.西部ガスホールディングス株式会社の代表取締役社長 社長執行役員であり、当社と同社との間に取引がありますが、いずれも当該取引額は当社及び同社の直近事業年度における売上高の1.8%未満であります。
2.当社は、社外役員の独立性を確保するため、東京、福岡の各証券取引所が定める基準に加え、当社独自に社外役員の独立性判断基準（31ページに記載）を定めており、これらの基準を満たしていることから独立役員として各証券取引所に届け出ております。
3.現在当社の社外監査役でありますが、就任してからの年数は、本総会終結の時をもって3年であります。

候補者番号 3

吉迫 徹（よしざこ とおる）

新任 社外 独立

生年月日	1952年９月20日（満69歳）
所有する当社の株式の数	０株

略歴、当社における地位・担当

2009年６月　九州電力株式会社執行役員鹿児島支店長
2011年７月　同社執行役員鹿児島支社長
2012年６月　同社取締役上席執行役員電力輸送本部長
2013年６月　同社代表取締役副社長（2016年６月退任）
2016年６月　九電産業株式会社代表取締役社長
2021年６月　同社相談役（現任）
2021年６月　当社監査役（現任）

重要な兼職の状況

特になし

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、取締役会などにおいての発言を通し、監督機能の強化に貢献しております。今後も当社のガバナンス強化への貢献を期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

監査等委員である社外取締役との責任限定契約について

選任が承認された場合、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額となります。

注記

1.2016年6月まで特定関係事業者（主要な取引先）である九州電力株式会社での業務執行経歴があります。
2.九電産業株式会社の相談役であり、当社と同社との間に取引がありますが、いずれも当該取引額は当社及び同社の直近事業年度における売上高の0.1％未満であります。
3.当社は、社外役員の独立性を確保するため、東京、福岡の各証券取引所が定める基準に加え、当社独自に社外役員の独立性判断基準（31ページに記載）を定めており、これらの基準を満たしていることから独立役員として各証券取引所に届け出ております。
4.現在当社の社外監査役でありますが、就任してからの年数は、本総会終結の時をもって１年であります。

候補者番号 **4** 添田（そえだ） 英俊（ひでとし） 新任 社外 独立

生年月日	1955年３月20日（満67歳）
所有する当社の株式の数	０株

略歴、当社における地位・担当

2008年１月　株式会社正興電機製作所執行役員
2010年３月　同社上級執行役員
2011年３月　同社上級執行役員東京支社長
2012年３月　同社取締役上級執行役員東京支社長
2013年３月　同社取締役上級執行役員営業統括本部長兼東京支社長
2015年３月　同社取締役常務執行役員営業統括本部長兼東京支社長
2018年３月　同社代表取締役社長兼営業統括本部長
2019年３月　同社代表取締役社長（現任）
2021年６月　当社監査役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社正興電機製作所代表取締役社長

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、取締役会などにおいての発言を通し、監督機能の強化に貢献しております。今後も当社のガバナンス強化への貢献を期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

監査等委員である社外取締役との責任限定契約について

選任が承認された場合、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額となります。

注記

1.株式会社正興電機製作所の代表取締役社長であり、当社は同社の株式を8.88％保有する株主であります。また、当社と同社との間に取引がありますが、いずれも当該取引額は当社及び同社の直近事業年度における売上高の1.5％未満であります。
2.当社は、社外役員の独立性を確保するため、東京、福岡の各証券取引所が定める基準に加え、当社独自に社外役員の独立性判断基準（31ページに記載）を定めており、これらの基準を満たしていることから独立役員として各証券取引所に届け出ております。
3.現在当社の社外監査役でありますが、就任してからの年数は、本総会終結の時をもって１年であります。

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額設定の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が承認決議されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、現在の取締役の報酬限度額の定めに代え、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額の設定についてご承認をお願いするものであります。

現在の取締役の報酬限度額は、2008年６月27日開催の第80期定時株主総会において、年額500百万円以内としてご承認いただき、現在に至っております。

新たな報酬限度額は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数、経済環境、他社水準等を考慮し、また、経営陣の一員としての執行役員の役割・重要性の増大に鑑み、執行役員を兼務する取締役の執行役員分報酬についても含めることとし、年額700百万円以内（うち社外取締役分年額50百万円以内）とさせていただきたいと存じます。

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬を決定するにあたっての「報酬等に関する決定方針」（51ページに記載）に従い、当該報酬限度額は、経営環境、従業員の給与水準や他社役員報酬水準等を勘案しており、当該決定方針と照らして相当であると考えております。また、独立社外取締役を構成員に含む報酬諮問委員会からもその旨の答申を受けております。

現在の取締役は13名でありますが、第１号議案および第２号議案が承認決議されることを条件として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は８名(うち社外取締役３名）となります。

なお、本議案は、第１号議案における定款変更の効力が発生することを条件として、効力が生じるものといたします。

第５号議案　監査等委員である取締役の報酬限度額設定の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が承認決議されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、現在の監査役の報酬限度額の定めに代え、監査等委員である取締役の報酬限度額の設定についてご承認をお願いするものであります。

現在の監査役の報酬限度額は、2006年６月29日開催の第78期定時株主総会において、年額110百万円以内としてご承認いただき、現在に至っております。

新たな報酬限度額は、監査等委員である取締役の職責の重要性と昨今の経済事情等諸般の事情を勘案し、年額110百万円以内とさせていただきたいと存じます。

当該報酬限度額は、経営環境や他社役員報酬水準等を勘案しており、相当であると考えております。また、独立社外取締役を構成員に含む報酬諮問委員会からもその旨の答申を受けております。

第１号議案および第３号議案が承認決議されることを条件として、監査等委員である取締役は４名（うち社外取締役３名）となります。

なお、本議案は、第１号議案における定款変更の効力が発生することを条件として、効力が生じるものといたします。

ご参考

1．取締役候補者の選任にあたっての方針及び手続

当社は、意思決定の透明性と取締役会の機能の独立性・客観性を確保するために、独立社外取締役を含めた取締役３名以上の委員からなる指名諮問委員会を設置し、役員の選解任提案基準に基づき、取締役候補者の指名及び取締役（監査等委員である取締役を除く。）の解任の事項について決議のうえ、その内容を取締役会に付議しております。

（1）取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の選任

取締役会は、指名諮問委員会の付議を受け、技術部門、営業部門、事務部門の経験・知識・実績を有し、能力に秀でた人財を社内からの取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者として、また、法規等による基準に加え、当社の「社外役員の独立性判断基準」を充たし、会社経営者としての豊富な経験とグローバルで幅広い知見に基づく指導と助言を期待できる人物を独立社外取締役候補者として指名します。

（2）監査等委員である取締役候補者の選任

取締役会は、指名諮問委員会の付議を受け、監査等委員会や取締役会等の重要な会議において、当社の事業内容・業務全般に精通し、経営全般の監視・監督と有益な発言ができる人財を社内からの監査等委員である取締役候補者として、また、会社法の基準を充たし、豊富な経験と幅広い知見を持つ人物を社外監査等委員候補者として指名します。

2．社外役員の独立性判断基準

当社は、以下の事項に該当しない場合、社外役員に独立性があると判断しております。

社外役員本人、配偶者又は二親等以内の親族について

（1）現在において当社又は当社グループ会社の業務執行者である者、又は当該就任の前10年間において当社又は当社グループ会社の業務執行者であった者

（2）当社の取引先であって、当社単体の直近に終了した過去３事業年度のいずれかにおいて、当社に、当社単体のその事業年度の売上高の２％を超える金額の支払いを行った法人等の業務執行者である者、若しくは、当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関の業務執行者である者

（3）当社を取引先とする、当社単体の直近に終了した過去３事業年度のいずれかにおいて、当社から、当該取引先単体のそれぞれの直近に終了した事業年度の売上高５％を超える金額の支払いを受領した法人等の業務執行者である者

（4）当社単体の直近に終了した過去３事業年度のいずれかにおいて、法律、会計若しくは税務の専門家又はコンサルタントとして、当社から直接的に1,000万円を超える報酬（当社役員としての報酬を除く）を受けている者（報酬を得ている者が団体である場合は、その団体に所属する者）

（5）当社単体の直近に終了した過去３事業年度の平均で年間1,000万円を超える寄付又は助成金を受けている団体等に所属する者

（6）実質的に当社の議決権の10%以上の株式を保有する株主たる法人等の業務執行者である者

以　上

【注記】

業務執行者とは、業務執行取締役、執行役員、その他の職員、従業員をいう。

ご参考

株主総会後の取締役会のスキルマトリックス

※本招集ご通知記載の候補者を原案どおりすべてご選任いただいた場合、各取締役の専門性と経験は次のとおりとなります。なお、「地位・担当」、「指名諮問委員会」・「報酬諮問委員会」の各委員については、本総会終了後の取締役会で正式決定する予定です。

氏名	地位・担当		指名諮問委員会	報酬諮問委員会	特に期待する分野							
					企業経営・経営戦略	財務・会計	法務・リスク管理	人事労務・人財開発	営業・マーケティング	技術・研究開発・安全	サステナビリティ・ESG・DX	グローバル
西村　松次	取締役会長		○	○	○				○	○	○	○
佐藤　尚文	代表取締役 社長執行役員		○	○	○	○	○				○	
武井　秀樹	代表取締役 副社長執行役員				○		○		○		○	
石橋　和幸	代表取締役 副社長執行役員				○			○	○		○	
城野　正明	代表取締役 副社長執行役員				○					○	○	○
倉富　純男	取締役	社外 独立	○	○	○	○					○	○
柴崎　博子	取締役	社外 独立 女性	○	○	○		○		○		○	
金子　達也	取締役	社外 独立	○	○	○				○			○
加藤　慎司	取締役 監査等委員	常勤				○	○	○				
道永　幸典	取締役 監査等委員	社外 独立	○	○	○				○		○	
吉迫　　徹	取締役 監査等委員	社外 独立	○	○	○					○	○	
添田　英俊	取締役 監査等委員	社外 独立	○	○	○				○	○	○	○

以　上

事　業　報　告（2021年４月１日から2022年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当連結会計年度は、一昨年から続くコロナ禍の影響を受け、企業活動への制約を強いられた１年でした。当社グループにおきましても、一部の大型案件において工事着手や進捗の遅れが発生しました。

このような経営環境のもと当社グループは、中期経営計画（2020年度～2024年度：5カ年計画）の２年目である2021年度を１年目である2020年度の総括を踏まえたうえで「環境変化への対応とリカバリーの実現」と位置付け、「国内設備工事業の受注基盤の強化・拡充」、「利益向上施策の深化」、「人財育成の強化」、「ＤＸの推進」、「ガバナンスの強化」、「重要災害の撲滅」を重点項目に掲げ、全社を挙げた取り組みを推進してまいりました。

このような事業運営の結果、当連結会計年度の業績は、以下のとおりとなりました。

― 連結業績ハイライト ―

工事受注高	売上高
前年同期比	前年同期比
3,754億74百万円　15.5％増	3,765億63百万円　3.9％減

営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
前年同期比	前年同期比	前年同期比
331億37百万円　0.4％増	368億28百万円　2.6％増	262億16百万円　4.7％増

事業セグメント別の業績は、次のとおりです。
なお、セグメント利益（営業利益）については、セグメント間取引消去（１億７百万円）調整前です。

（設備工事業）
工事受注高は、重点項目として再開発に伴う大型案件やコロナ禍の影響で発注が延期された案件の受注に向け、営業・技術部門が一体となった営業活動を展開した結果、前連結会計年度と比べ503億15百万円増加（15.５％増）し、3,754億74百万円となりました。
売上高は、工程の初期段階にある施工案件が比較的多いことに加え、資材不足の影響を受けた調達の遅れにより、工事の進捗が伸びにくい状況であったことや、大型太陽光工事の着工遅れなどにより、前連結会計年度と比べ128億91百万円減少（３.４％減）し、3,644億40百万円となりました。
また、セグメント利益（営業利益）については、売上高は減少したものの、これまで実施してきた利益率改善対策を再徹底するとともに、本社の技術管理部が、デジタル技術を活用しながら現場と一体となった施工管理と利益アップを目指した結果、前連結会計年度と比べ42百万円増加（０.１％増）し、305億28百万円となりました。

（その他の事業）
売上高は、ソフト開発事業や再生可能エネルギー発電事業が減少したことなどから、前連結会計年度と比べ24億47百万円減少（16.８％減）し、121億23百万円となりました。
また、セグメント利益（営業利益）については、ビジネスホテル等の施設運営事業の収支改善や材料及び機器の販売事業の利益率向上により、前連結会計年度と比べ１億30百万円増加（５.５％増）し、25億１百万円となりました。
なお、「収益認識に関する会計基準」等の適用により、売上高は23億72百万円減少しております。

企業集団の事業セグメント別業績の状況

（単位：百万円）

区　分	期首繰越工事高	当期工事受注高	当期売上高	期末繰越工事高
設備工事業	396,614	375,474	364,440	407,649
その他の事業	－	－	12,123	－
売上高合計	－	－	376,563	－

当社の部門別業績の状況

(単位：百万円)

区　分	期首繰越工事高	当期工事受注高	当期売上高	期末繰越工事高
配電線工事	476	43,603	43,619	460
屋内線工事	273,706	182,465	180,647	275,524
空調管工事	89,947	106,279	93,879	102,348
工事合計	364,131	332,349	318,145	378,334
兼業事業	−	−	4,422	−
売上高合計	−	−	322,568	−

工事受注高 (億円)

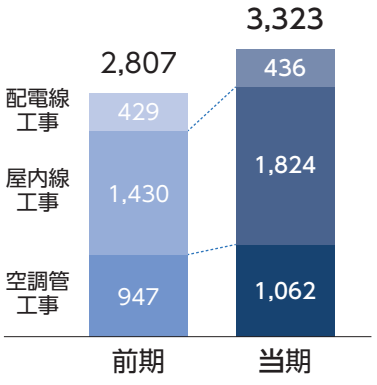

売上高 (億円)

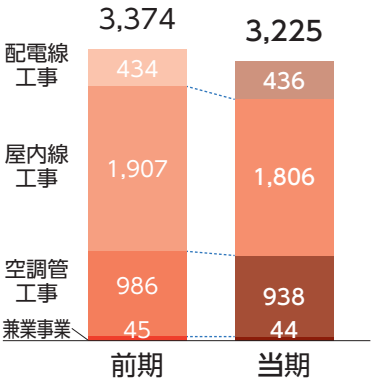

期末繰越工事高 (億円)

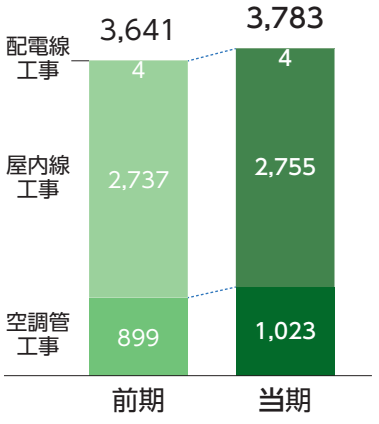

(2) 対処すべき課題

当社グループの新型コロナウイルス感染症に関する見通しにつきましては、今後も感染対策の実施などに伴う一定程度の事業活動の抑制が予見されるものの、現下の状況をアフターコロナのニューノーマルとして受け止め、受注活動や価格競争あるいは施工遅延などに対する影響を想定し、対処していく必要があると認識しております。

一方で、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻を受けた経済制裁等の影響により、エネルギーや食糧をはじめとしたさまざまな財・サービスの価格が上昇しており、当社グループでも、資材価格の値上がりや納期の遅延が顕在化しております。また、受注競争の激化や工事の大型化が進んでおり、今後の採算性への影響を懸念しております。

このような環境認識を踏まえ、当社グループでは、中期経営計画３年目となる2022年度のテーマを「環境変化に適合した業務改革の実践」と定め、当社グループが目指す社会課題の解決や中期経営計画における重点課題の解決に向け、着実な取り組みを実践してまいります。

当社グループは、「アフターコロナのニューノーマル」「カーボンニュートラル」「環境経営」および「天神ビッグバンをはじめとした大型都市開発」「半導体関連工事」「ウクライナ情勢」などを2022年度における環境変化と捉え、これらに適合した「業務改革」を、「新たな発想・価値観による課題への挑戦」として実行してまいります。

具体的には、「ＤＸの活用・業務フローの簡素化による生産性の向上」や「ダイバーシティによる企業価値向上」「働き方改革による、魅力ある職場環境の構築」に取り組んでまいります。

当社グループの事業規模の維持・拡大には、天神ビッグバンや都市圏再開発、半導体関連など大型プロジェクト案件の受注が必要不可欠ですが、足元では材料費や人件費の高騰が進行しております。この局面を乗り越えるためには、目標案件を確実に受注し、その工事進捗をしっかりと管理し、利益を確保することが最も重要です。

そこで、「業務改革の実践による生産性の向上」と「材料費・人件費の高騰を反映した価格交渉の推進」の２項目を2022年度の最重要取り組みとして掲げ、全力を傾注してまいります。具体的には、徹底した業務プロセスの見直しをはじめ、全社・全部門の最適稼働など抜本的な働き方改革を推進することに加え、全社横断を可能とする要員体制づくりを強化することで施工戦力の有効活用を図るとともに、物価高騰を反映した価格交渉を進めてまいります。

中期経営計画2020～2024

持続的な成長を実現するための経営基盤の確立
～３つの改革の実現～

数 値 目 標
（2025年3月期・連結）

売上高	5,000億円
経常利益	500億円
経常利益率	10.0%以上
ROIC（投下資本利益率）	10.0%以上

３つの改革

❶ 施工戦力「改革」

① 長期要員計画に基づく技術者採用の強化
② 技術教育の見直しによる若年技術者の離職率抑制
③ 全技術者のタイムリーな最適配置の実現に向けた体制確立
④ 技術管理部の体制強化及び活用による施工管理のあり方見直し
⑤ 多能工化の推進

❷ 生産性「改革」

① 全社及び部門単位での教育体系の見直し
② 全社最適な人事ローテーションの実現
③ 先端技術及びITを活用した合理化・省力化の推進
④ 業務改革の実践

❸ ガバナンス「改革」

① 不正行為撲滅に向けた再発防止策の確実な実行
② 九電工コーポレート・ガバナンスガイドラインに基づくガバナンス体制の強化・徹底

継続取り組み課題

1．利益率向上施策の深化
2．国内設備工事業の受注基盤強化・拡充
3．配電工事部門の収益力強化
4．新たな事業領域の開拓
5．魅力ある職場環境の構築
6．企業価値の向上

新たな取り組み課題

環境経営の推進

【最重要取り組み】

《直面する最大の課題》

大型プロジェクト案件　　材料費・人件費の高騰

確実な**受注獲得**　　確実な**利益確保**　　確実な**工事進捗**

① 業務改革の実践による生産性の向上	徹底した業務プロセスの見直し 抜本的な働き方改革の推進（「全社・全部門の最適稼働」等） 施工戦力の有効活用（全社横断を可能とする要員体制づくりの強化）	② 材料費・人件費の高騰を反映した価格交渉の推進

また、最重要取り組み事項以外の中期経営計画の重点課題につきましては、今回「新たな取り組み課題」として「環境経営の推進」を加え、環境経営やＣＳＶ経営を経営戦略に取り入れつつ、かつてない速度で変化する環境へ適応してまいります。

【中期経営計画（３年目）の重点課題】

継続取り組み課題 1 国内設備工事の受注・収益基盤の強化・拡充	継続取り組み課題 2 事業領域の開拓及び拡充	施工戦力改革 3 人財の強化と着実な成長に向けた育成計画の実践とLMSの活用	生産性改革 4 DXによる生産性の追求と事業基盤の強化
ガバナンス改革 5 ガバナンス体制強化とコンプライアンス遵守の徹底	新たな取り組み課題 6 環境経営の推進	継続取り組み課題 7 魅力ある職場環境の構築	永続課題 8 重要災害の撲滅

「環境経営の推進」につきましては、次のとおりサステナビリティについての取り組みを強化してまいります。

サステナビリティについての取り組み

当社は「快適な環境づくりを通して社会に貢献します」という企業理念に基づき、長期ビジョンで掲げる３つの貢献（社会課題の解決、脱炭素社会の実現、地域公共インフラの維持・発展）により、サステナビリティに取り組んでおります。

2021年７月に、太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギー事業を集約した新組織として、「グリーンイノベーション事業本部」を設置いたしました。カーボンニュートラルに向けた動きが加速する中、脱炭素社会の実現を成長の機会と捉え、再エネや省エネを付加した環境配慮型の提案をはじめ、PPAやEMSなどの新たな需要を掘り起こし、再生可能エネルギーの事業領域を拡大してまいります。

現在は、設備工事会社としての側面がメインではありますが、将来的には、スマートシティなどのまちづくりや、地域のエネルギー供給や公共サービスを提供する領域まで事業を拡げ、地域社会のエネルギーインフラとサービスをトータルでサポートする企業に進化したいと考えています。

このようなサステナビリティへの取り組みに加え、当社は脱炭素社会の実現に向けて、2021年12月に「気候関連財務情報開示タスクフォース（以下、TCFD）」提言への賛同を表明し環境経営に関する中長期目標を設定するとともに、その推進体制を強化いたしました。

1 環境経営に関する中長期目標

- 2030年のCO_2排出については、施工高※1あたり（原単位）50%以上の削減（2013年比）を実現します。
- 2050年のカーボンニュートラルを実現します。

※1 企業の成長に伴いCO_2の総排出量は増加していくことが想定され、総排出量よりも年度毎の比較が容易となる原単位（総排出量÷売上高）を用いた目標としました。

2 TCFD提言への賛同

当社は、環境経営に取り組む一環として、TCFD提言※2への賛同を表明いたしました。TCFD提言に基づき、気候変動が事業にもたらすリスクや機会を分析し、財務面への影響について情報開示を進めてまいります。

※2 TCFD（Task Force on Climate-related Financial Disclosures)は、20か国財務大臣及び中央銀行総裁会議（G20）の要請を受け、気候関連の情報開示及び金融機関の対応をどのように行うかを検討するために、金融安定理事会（FSB）により設立されたプロジェクトチームです。

3 新組織の設置

省エネ法対応業務やTCFD対応など、環境経営の推進を図るための専任部署として「環境経営推進室」を設置いたしました。

また、「環境」「社会」「ガバナンス」に配慮した経営の実践に向け、社長をトップとする「サステナビリティ推進委員会」を設置し、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

(3) 設備投資等の状況

設備投資等の概要

当連結会計年度における設備投資の総額は44億３百万円であり、その事業セグメント別の内訳は以下のとおりであります。

(設備工事業)

主として事業所の更新及び工事用機器の購入を行い、総額は42億63百万円であります。

(その他の事業)

主として機械装置の購入を行い、総額は１億39百万円であります。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社グループは、再生可能エネルギー事業に関連する投資等を行うため、金融機関より借入を行っております。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区　分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度 (当連結会計年度)
工事受注高	405,903	507,025	325,158	375,474
売上高	408,143	428,939	391,901	376,563
営業利益	36,747	36,022	32,998	33,137
経常利益	39,924	38,643	35,906	36,828
親会社株主に帰属する当期純利益	26,691	26,245	25,042	26,216
1株当たり当期純利益（円）	375.17	370.00	353.48	370.05
総資産	357,271	368,482	366,532	378,396
純資産	182,176	197,442	221,741	241,194

（注）1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（期中平均自己株式数控除後）に基づいて算出しております。

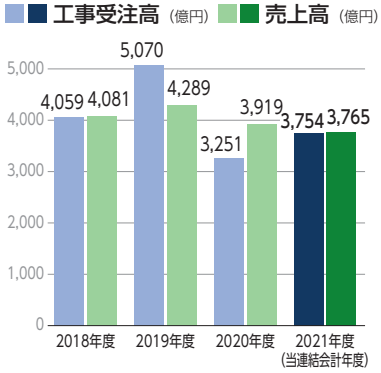

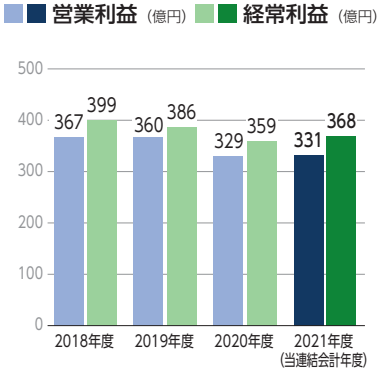

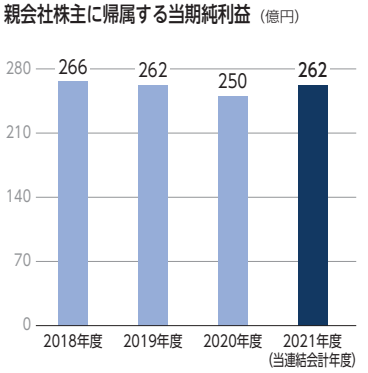

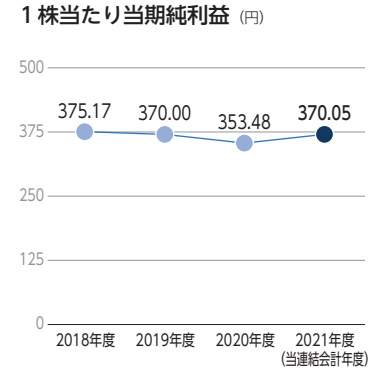

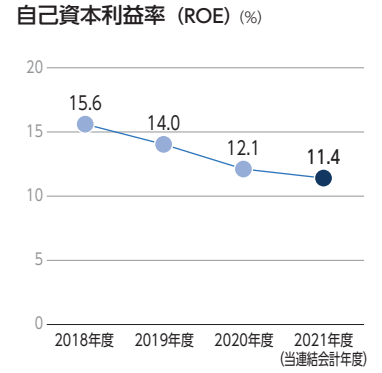

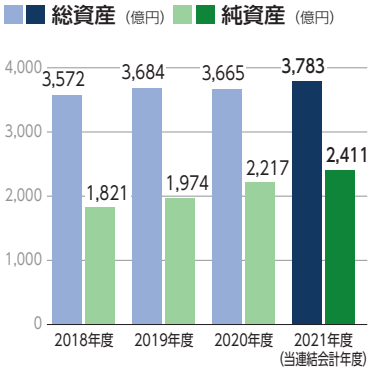

② 当社の財産及び損益の状況

（単位：百万円）

区　分	2018年度 第91期	2019年度 第92期	2020年度 第93期	2021年度 第94期（当期）
工事受注高	363,544	461,276	280,717	332,349
売上高	352,007	365,128	337,432	322,568
営業利益	31,912	29,543	26,040	26,527
経常利益	34,783	31,980	28,308	28,822
当期純利益	23,296	19,225	20,393	20,690
１株当たり当期純利益（円）	327.37	270.97	287.79	291.97
総資産	325,316	328,909	332,457	336,952
純資産	162,924	171,239	187,678	199,176

（注）１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（期中平均自己株式数控除後）に基づいて算出しております。

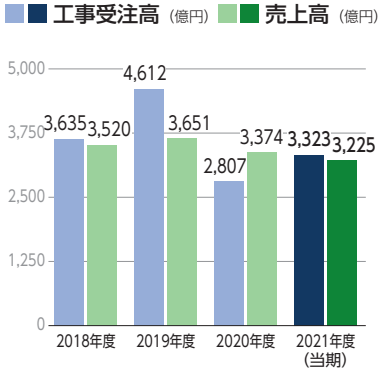

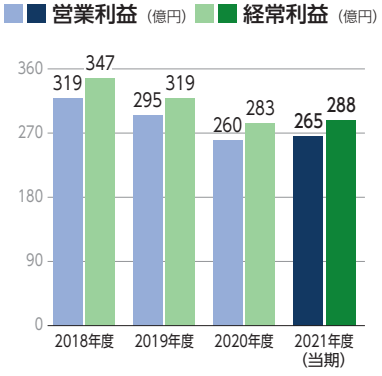

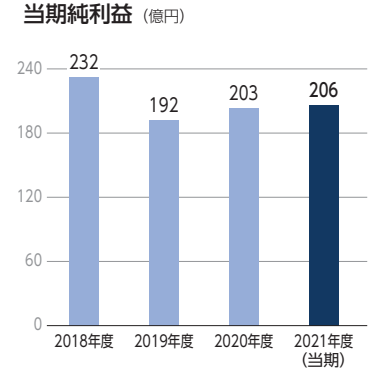

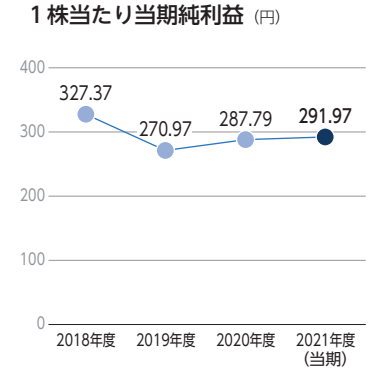

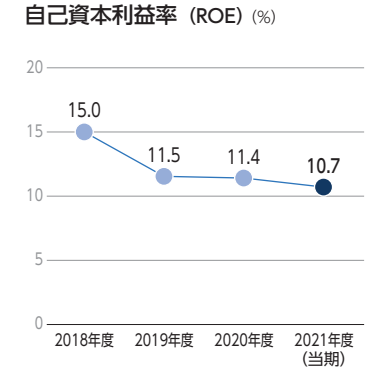

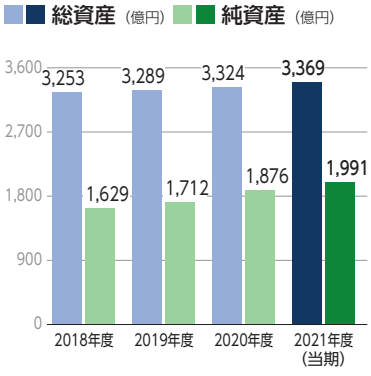

(6) 重要な子会社の状況等

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社福岡電設	20百万円	100.0% (22.5)	電気工事の施工
株式会社きたせつ	20	100.0	電気工事及び空調管工事の施工
株式会社大分電設	20	99.6	電気工事及び空調管工事の施工
株式会社明光社	21	64.8	九州電力送配電㈱の送配電工事の施工 電気工事及び空調管工事の施工
株式会社南九州電設	20	100.0	電気工事の施工
株式会社熊栄電設	20	100.0	電気工事の施工
株式会社チョーエイ	20	100.0	電気工事及び空調管工事の施工
株式会社有明電設	20	100.0	電気・通信・土木・空調管工事の施工
九興総合設備株式会社	20	100.0	空調管工事の施工
エルゴテック株式会社	92	100.0	空調管工事の施工
中央理化工業株式会社	99	100.0	消防・防災設備工事の施工、保守
株式会社九電工ホーム	100	100.0	建設業・不動産販売及び賃貸業・保険代理業
株式会社Q－mast	300	100.0	工事用資材及び機械器具の卸販売
ASIA PROJECTS ENGINEERING PTE. LTD. (APECO)	1,500千シンガポールドル	82.1	発電プラントの据付・メンテナンス・EPC・地域冷房設備工事

(注) 1．上記14社はいずれも連結子会社であります。
2．当社の議決権比率の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。

② 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
セントラル総合開発株式会社	1,352百万円	20.2%	不動産販売及び賃貸業・保険代理業

(注) 上記の会社は持分法適用関連会社であります。

③ 企業結合等の経過

2021年８月３日に、当社はセントラル総合開発株式会社の持分20％の株式を取得し、当社の持分法適用の関連会社となりました。

2021年９月22日に、当社は中央理化工業株式会社の持分100％の株式を取得し、当社の連結子会社となりました。

2022年２月24日に、当社の連結子会社であります九州電工ホーム株式会社は、株式会社九電工ホームに名称を変更しております。

④ 企業結合等の成果

前記の重要な子会社14社を含めて、連結子会社は58社、持分法適用会社は10社であります。当連結会計年度の売上高は3,765億63百万円（前連結会計年度比３.９％減）となりました。

また、経常利益は368億28百万円（前連結会計年度比２.６％増）となり、税金費用等控除後の親会社株主に帰属する当期純利益は262億16百万円（前連結会計年度比４.７％増）となりました。

⑤ その他の重要な関係会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 へ の 議決権比率	事業内容	事業上の関係
九州電力株式会社	237,304百万円	22.75% (0.17)	電気事業	設備工事等の請負

（注）当社への議決権比率の(　)内は、間接被所有割合で内数であります。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、当社、その他の関係会社１社、子会社67社及び関連会社52社で構成され、設備工事業として、主に配電線工事・屋内配線工事・電気通信工事等の電気工事及び空気調和・冷暖房・給排水衛生設備・水処理工事等の空調管工事の設計・施工を行っております。

また、その他の事業として、電気工事及び空調管工事に関連する材料及び機器の販売事業、不動産販売事業、再生可能エネルギー発電事業、人材派遣事業、ソフト開発事業、環境分析・測定事業、医療関連事業、ゴルフ場経営、ビジネスホテル経営、商業施設の企画・運営等を行っております。

(8) 主要な事業所

① 当社の本・支店・支社及び所属事業所

名称	所在地	所属事業所
本店	福岡県	なし
東京本社	東京都	東京支社　外11営業所
福岡支店	福岡県	福岡支社　外17営業所
北九州支店	福岡県	北九州営業所　外14営業所
大分支店	大分県	大分営業所　外11営業所
宮崎支店	宮崎県	宮崎営業所　外９営業所
鹿児島支店	鹿児島県	鹿児島営業所　外12営業所
熊本支店	熊本県	熊本営業所　外12営業所
長崎支店	長崎県	長崎営業所　外９営業所
佐賀支店	佐賀県	佐賀営業所　外５営業所
関西支店	大阪府	神戸支社　外１営業所
沖縄支店	沖縄県	沖縄営業所
宇久島事業開発支社	長崎県	なし

② 主要な子会社の事業所

会社名	所在地	所属事業所
株式会社福岡電設	福岡県	なし
株式会社きたせつ	福岡県	北九州営業所　外４営業所
株式会社大分電設	大分県	別府支店
株式会社明光社	宮崎県	鹿児島営業所　外１営業所
株式会社南九州電設	鹿児島県	川内営業所　外２営業所
株式会社熊栄電設	熊本県	天草営業所
株式会社チョーエイ	長崎県	県央支社　外５営業所
株式会社有明電設	佐賀県	武雄営業所　外２営業所
九興総合設備株式会社	東京都	なし
エルゴテック株式会社	神奈川県	東京本店　外７箇所
中央理化工業株式会社	東京都	東京北営業所　外10営業所
株式会社九電工ホーム	福岡県	福岡支社
株式会社Q－mast	福岡県	統括本部　外３本部
ASIA PROJECTS ENGINEERING PTE. LTD. (APECO)	シンガポール共和国	バングラデシュ支店

(9) 従業員の状況

① 企業集団の事業セグメント別従業員の状況

事業セグメント	従業員数	前期末比増減
設備工事業	9,097名	305名
その他の事業	751	▲3
共通	577	31
合計	10,425	333

(注) 従業員数は就業人員数であり、当社グループ外への出向者（103名）を除いて表示しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
6,473名	120名	38.6歳	16.3年

(注) 従業員数は就業人員数であり、社外への出向者（234名）を除いて表示しております。

(10) 借入先の状況

① 企業集団における借入先及び借入額の状況

借入先	借入金残高
シンジケートローン	5,000百万円
鹿児島県信用農業協同組合連合会	1,524
鹿児島相互信用金庫	1,524
株式会社みずほ銀行	822
株式会社西日本シティ銀行	375
その他	1,114
合計	10,360

(注) 1．借入額は企業集団における長期借入金及び短期借入金の合計残高金額であります。
2．シンジケートローンは、株式会社三菱ＵＦＪ銀行を幹事とする９社の協調融資によるものであります。

② 当社における借入先及び借入額の状況

借入先	借入金残高
シンジケートローン	5,000百万円
株式会社みずほ銀行	822
株式会社西日本シティ銀行	375
株式会社鹿児島銀行	250
株式会社宮崎銀行	200
その他	425
合計	7,072

（注）1．借入額は当社における長期借入金及び短期借入金の合計残高金額であります。
2．シンジケートローンは、株式会社三菱ＵＦＪ銀行を幹事とする９社の協調融資によるものであります。

（11）他の会社の株式その他持分の取得の状況

当連結会計年度の主な出資先は、以下のとおりです。

株式の取得

会社名	出資金額	出資比率	主要な事業内容
株式会社ＦＴＴパートナーズ	７百万円	39.0%	福岡市立東部地域小学校・中学校の特別教室に関する空調整備、維持管理事業
鼎龍能源科技有限公司	7,816千台湾ドル	29.6	太陽光発電事業

2．会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　　250,000,000株

(2) 発行済株式総数及び株主数

区分	前期末	当期末	前期末比増減
発行済株式総数	70,864,961株	70,864,961株	0株
株主数	6,224名	7,372名	1,148名

(3) 大　株　主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
九州電力株式会社	15,980千株	22.55%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	7,156	10.09
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	4,519	6.37
株式会社西日本シティ銀行	3,249	4.58
株式会社福岡銀行	3,133	4.42
九電工従業員持株会	1,911	2.69
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	1,306	1.84
九電工労組	1,300	1.83
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	1,287	1.81
西日本鉄道株式会社	1,142	1.61

（注）　持株比率は、自己株式（671株）を控除して計算しております。

所有者別分布状況

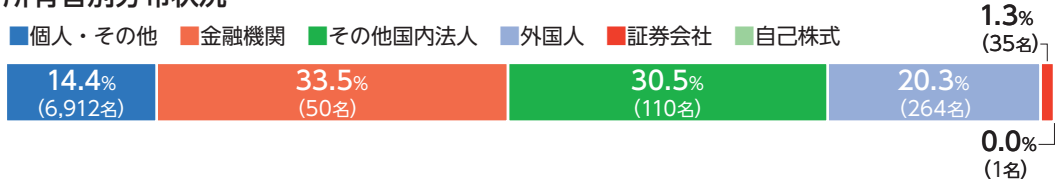

(4) その他株式に関する重要な事項

2021年８月に「JPX日経インデックス400」の継続採用銘柄に選定されました。

3．会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の氏名等

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	西村松次	黒崎播磨株式会社　社外取締役
代表取締役社長	佐藤尚文	
代表取締役	武井秀樹	副社長執行役員、東京本社代表
取締役	石橋和幸	副社長執行役員、業務全般、経営戦略企画、DX推進担当
取締役	城野正明	副社長執行役員、グリーンイノベーション事業本部長、技術全般、営業全般担当
取締役	山本泰弘	専務執行役員、営業本部長
取締役	鹿島康宏	常務執行役員、社長室、人事労務、総務担当 株式会社RKB毎日ホールディングス　社外監査役
取締役	福井慶藏	常務執行役員、経営管理（法務、コンプライアンス、内部統制）、財務担当
取締役	陶山和浩	常務執行役員、技術本部長、資材担当
取締役	外堀隆博	上席執行役員、電力本部長、安全担当
取締役（非常勤）	渡辺顯好	
取締役（非常勤）	倉富純男	西日本鉄道株式会社　代表取締役会長 株式会社福岡中央銀行　社外取締役 鳥越製粉株式会社　社外取締役 一般社団法人九州経済連合会　会長
取締役（非常勤）	柴崎博子	マツダ株式会社　社外取締役監査等委員
監査役（常勤）	緒方勇	
監査役（常勤）	加藤慎司	
監査役（非常勤）	道永幸典	西部ガスホールディングス株式会社　代表取締役社長　社長執行役員 黒崎播磨株式会社　社外取締役
監査役（非常勤）	吉迫徹	
監査役（非常勤）	添田英俊	株式会社正興電機製作所　代表取締役社長

（注）1．当期中の異動

新任取締役、監査役

2021年６月25日開催の第93期定時株主総会において、柴崎博子氏が取締役に、吉迫徹、添田英俊の両氏が監査役に選任され、就任いたしました。

退任監査役

2021年６月25日開催の第93期定時株主総会終結の時をもって、福重康行、瓜生道明の両氏が監査役を任期満了により退任いたしました。

2．取締役 渡辺顯好、倉富純男、柴崎博子の３氏は社外取締役であります。

3．監査役 道永幸典、吉迫徹、添田英俊の３氏は社外監査役であります。

4．取締役 渡辺顯好、倉富純男、柴崎博子、監査役 道永幸典、吉迫徹、添田英俊の６氏につきましては、東京、福岡の各証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
5．監査役 加藤慎司氏は当社において長年の期間、財務部門業務を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6．取締役 渡辺顯好氏は九州電力株式会社の社外取締役を兼職しておりましたが、2021年６月25日付で退任しております。
7．2022年４月１日付で、以下の取締役の「地位」及び「担当及び重要な兼職の状況」が変更となっております。

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	佐藤 尚文	社長執行役員
取締役	外堀 隆博	常務執行役員、電力本部長、安全担当

8．当社は、執行役員制度を採用しており、2022年３月31日現在の取締役兼務者を除く執行役員の状況は、以下のとおりであります。

地　位	氏　名	担　当
専務執行役員	上田 宰二	宇久島事業開発支社長
専務執行役員	北川 忠嗣	福岡支店長
常務執行役員	古川 英博	営業本部副本部長
常務執行役員	大嶋 知行	東京本社営業本部長、技術担当
上席執行役員	木下 克寿	熊本支店長
上席執行役員	竹中 休義	北九州支店長
上席執行役員	眞鍋 良二	東京本社東京支社長
執行役員	柴田 典顯	技術本部副本部長 兼 技術企画部長
執行役員	佐藤 陽一	大分支店長
執行役員	天川 雅清	関西支店長
執行役員	德永 修一	東京本社営業本部副本部長
執行役員	小林 聡	東京本社総務、営業担当
執行役員	岐部 孝典	技術本部副本部長　兼　技術管理部長
執行役員	副田 智幸	経営戦略企画担当
執行役員	船津 英嗣	技術本部副本部長　兼　空調管設計部長
執行役員	牛島 秀朗	佐賀支店長
執行役員	守田 賢二	電力本部担当
執行役員	安川 仁	九電工アカデミー学長
執行役員	白水 亮	財務部長
執行役員	岸田 勇次郎	グリーンイノベーション事業本部副本部長 兼 技術本部国際事業部長

(2) 取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会の決議で定めており、その概要は次のとおりです。

当社においては、企業価値の持続的な向上を図り、業績向上に対するインセンティブとして有効に機能する「報酬等に関する決定方針」（以下決定方針という）を、独立社外取締役を含む報酬諮問委員会での検証・審議を経て取締役会で決議しております。

取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、金銭による職位別に定めた基本報酬年額（月額払い）のみとし、インセンティブとして基本報酬の一部（25%）について、中長期の企業価値向上を背景とした「連結営業利益額」の達成度に連動した額を、次年度の報酬に加減算して支給する「業績連動型役員報酬制度」を採用しております。但し、社外取締役につきましては、独立した立場で経営の監督機能を担うことから定額報酬のみとし、インセンティブは設けておりません。

個別報酬については、報酬諮問委員会が、現行の報酬体系が適切な報酬水準・体系であるかを検証・協議したうえで、その結果を取締役会に答申し、取締役会は、当該答申を確認したうえで、代表取締役社長に対して各取締役の個人別の報酬額の決定を委任しております。

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から定額報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は監査役の協議により決定しております。

なお、中長期的な業績や潜在的リスクを反映させたインセンティブの一つとして、株主との価値共有を目的に九電工役員持株会を設けており、取締役及び監査役は、年間報酬額の一定比率以上の当社株式を購入しております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

対象者	種　類	定時株主総会決議	限度額	左記株主総会終結時点の対象者員数
取締役	金銭報酬	2008年６月27日開催（第80期）	年額500百万円以内 (執行役員兼務分は含まない)	12名
監査役	金銭報酬	2006年６月29日開催（第78期）	年額110百万円以内	５名

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長である佐藤尚文が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、業績を踏まえた業績連動報酬の配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社の経営状況等を最も熟知し、当社全体の業績を俯瞰しつつ機動的に報酬額を決定できると判断したためであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、報酬諮問委員会を設置し、代表取締役社長はその答申を踏まえて個人別報酬を決定することとしていることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬	
取　締　役 (うち社外取締役)	295 (25)	230 (25)	65 (－)	13名 (うち３名)
監　査　役 (うち社外監査役)	67 (18)	67 (18)	－	７名 (うち５名)

(注) 1．上記の取締役の支給人員には、当期中に就任した取締役１名を含んでおります。
2．上記の監査役の支給人員には、当期中に退任した監査役２名を含んでおります。
3．業績連動報酬は、前年度の「連結営業利益額」を業績評価指標として、予め定めたテーブル毎の達成度に応じて変動する係数を用いて算出しております。なお、当事業年度を含む連結営業利益の推移は、1.(5)財産及び損益の状況の推移（41ページに記載)のとおりです。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当社と兼職先との関係

地　位	氏　名	重要な兼職の状況
社外取締役	渡辺顯好	
	倉富純男	西日本鉄道株式会社　代表取締役会長 株式会社福岡中央銀行　社外取締役 鳥越製粉株式会社　社外取締役 一般社団法人九州経済連合会　会長
	柴崎博子	マツダ株式会社　社外取締役監査等委員
社外監査役	道永幸典	西部ガスホールディングス株式会社　代表取締役社長　社長執行役員 黒崎播磨株式会社　社外取締役
	吉迫徹	
	添田英俊	株式会社正興電機製作所　代表取締役社長

(注) 1．取締役 渡辺顯好氏は九州電力株式会社の社外取締役を兼職しておりましたが、2021年６月25日付で退任しております。なお、九州電力株式会社は、当社株式の22.55％を保有する株主であり、当社は同社の持分法適用関連会社であります。また、当社と同社との間には、工事請負契約等の取引関係があります。
2．西日本鉄道株式会社は、当社株式の1.61％を保有する株主であり、当社と同社との間には、工事請負契約等の取引関係があります。
3．株式会社福岡中央銀行との間には、資金借入等の取引関係があります。
4．鳥越製粉株式会社との間には、特別な取引関係はありません。
5．マツダ株式会社との間には、工事請負契約等の取引関係があります。
6．西部ガスホールディングス株式会社との間には、商品機械仕入等の取引関係があります。
7．黒崎播磨株式会社との間には、工事請負契約等の取引関係があります。
8．当社は、株式会社正興電機製作所の株式を8.88％保有する株主であり、当社と同社との間には、商品機械仕入等の取引関係があります。

② 当事業年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要

氏　名	取締役会への出席回数（出席率）	監査役会への出席回数（出席率）	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
渡　辺　顯　好	11／13回（84.6%）	—	経験豊富な経営者の観点から、審議に必要な発言を適宜行っております。加えて毎週開催される経営会議及び指名・報酬諮問委員会についても同様に、豊富な知識と知見から当社のガバナンス強化に向けた有益な助言や発言を行いました。
倉　富　純　男	11／13回（84.6%）	—	経験豊富な経営者の観点から、審議に必要な発言を適宜行っております。加えて指名・報酬諮問委員会についても同様に、豊富な知識と知見から当社のガバナンス強化に向けた有益な助言や発言を行いました。
柴　崎　博　子	9／10回（90.0%）	—	異業種・他業界の多様な視点から、審議に必要な発言を適宜行っております。加えて指名・報酬諮問委員会についても同様に、豊富な知識と知見から当社のガバナンス強化に向けた有益な助言や発言を行いました。
道　永　幸　典	11／13回（84.6%）	10／11回（90.9%）	経験豊富な経営者の観点から、審議に必要な発言を適宜行っております。また、社外監査役の立場から取締役の業務執行の監督と経営全般の監視を行い、当社経営に対し様々な助言や発言を行いました。
吉　迫　　徹	9／10回（90.0%）	9／9回（100.0%）	経験豊富な経営者の観点から、審議に必要な発言を適宜行っております。また、社外監査役の立場から取締役の業務執行の監督と経営全般の監視を行い、当社経営に対し様々な助言や発言を行いました。
添　田　英　俊	10／10回（100.0%）	9／9回（100.0%）	経験豊富な経営者の観点から、審議に必要な発言を適宜行っております。また、社外監査役の立場から取締役の業務執行の監督と経営全般の監視を行い、当社経営に対し様々な助言や発言を行いました。

（注）柴崎博子、吉迫徹、添田英俊の３氏につきましては、2021年6月25日就任後の状況を記載しております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、すべての社外取締役及び社外監査役と、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額となります。

（4）役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することとなる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は当社・子会社の取締役、監査役、執行役員及び重要な使用人であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

4．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
① 当社の会計監査人としての報酬等の額	61,625千円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	74,585千円

(注) ①には金融商品取引法に基づく監査に対する報酬を含めております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積りの算定根拠等を検討した結果、適切であると判断し、報酬等の額について会社法第399条第１項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合においては、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を阻害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

５．剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配分につきましては、業績向上に向けた経営基盤強化・更なる事業拡大に必要な内部留保を確保しつつ、適正な財務体質の維持と株主還元に努めてまいります。

配当につきましては、事業環境や業績、財務状況等を総合的に勘案し、連結配当性向25％を目安に、安定した配当を継続的に実施することで、株主のみなさまのご期待におこたえしてまいります。

この基本方針に基づき、当期（2022年３月期）の期末配当金につきましては、１株当たり５０円とし、これにより年間の配当金は、先に実施いたしました中間配当金の５０円と合わせ、１株当たり１００円となります。

次に、次期（2023年３月期）の配当金につきましては、現時点での業績予想等に基づき、１株当たりの年間配当金は１００円（うち中間配当金５０円）を予定いたしております。

配当金の推移

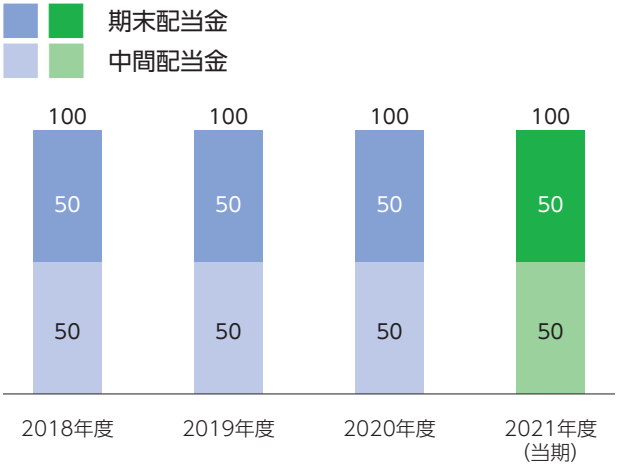

(注) 事業報告の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てており、比率は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表（2022年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　　目	金　額	科　　目	金　額
資産の部		負債の部	
流動資産	**216,979**	**流動負債**	**123,446**
現金預金	39,021	支払手形・工事未払金等	66,669
受取手形・完成工事未収入金等	136,676	電子記録債務	22,078
有価証券	987	短期借入金	6,865
未成工事支出金	5,592	未払法人税等	7,309
商品	1,107	未成工事受入金	11,463
材料貯蔵品	22,790	工事損失引当金	187
その他	10,838	その他	8,872
貸倒引当金	△34	**固定負債**	**13,754**
固定資産	**161,416**	長期借入金	3,494
有形固定資産	**80,844**	リース債務	2,782
建物・構築物	33,048	役員退職慰労引当金	328
機械、運搬具及び工具器具備品	13,750	退職給付に係る負債	4,015
土地	29,677	その他	3,134
リース資産	3,255	**負債合計**	**137,201**
建設仮勘定	1,112	純資産の部	
無形固定資産	**4,368**	**株主資本**	**240,194**
のれん	755	資本金	12,561
顧客関連資産	1,739	資本剰余金	12,987
その他	1,873	利益剰余金	214,655
投資その他の資産	**76,203**	自己株式	△9
投資有価証券	61,175	**その他の包括利益累計額**	**△1,059**
長期貸付金	313	その他有価証券評価差額金	1,848
退職給付に係る資産	6,124	繰延ヘッジ損益	△218
繰延税金資産	4,288	為替換算調整勘定	208
その他	5,279	退職給付に係る調整累計額	△2,898
貸倒引当金	△979	**非支配株主持分**	**2,059**
		純資産合計	**241,194**
資産合計	**378,396**	**負債・純資産合計**	**378,396**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（2021年４月１日から2022年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	
売上高		
完成工事高	364,440	
その他の事業売上高	12,123	376,563
売上原価		
完成工事原価	310,615	
その他の事業売上原価	8,586	319,201
売上総利益		
完成工事総利益	53,824	
その他の事業総利益	3,536	57,361
販売費及び一般管理費		24,224
営業利益		33,137
営業外収益		
受取利息及び配当金	796	
持分法による投資利益	1,514	
投資事業組合運用益	910	
その他	1,105	4,326
営業外費用		
支払利息	387	
その他	248	635
経常利益		36,828
特別利益		
固定資産売却益	4	
投資有価証券売却益	811	816
特別損失		
固定資産処分損	286	
投資有価証券売却損	36	
投資有価証券評価損	489	811
税金等調整前当期純利益		36,833
法人税、住民税及び事業税	11,365	
法人税等調整額	△871	10,493
当期純利益		26,339
非支配株主に帰属する当期純利益		123
親会社株主に帰属する当期純利益		26,216

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表（2022年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　目	金　額	科　目	金　額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**181,419**	**流動負債**	**132,724**
現金預金	24,279	支払手形	2,241
受取手形	4,060	電子記録債務	22,176
電子記録債権	14,205	工事未払金	51,414
完成工事未収入金	97,414	短期借入金	6,411
ファクタリング債権	3,465	キャッシュ・マネジメント・サービス借入金	27,372
有価証券	987	リース債務	822
未成工事支出金	4,081	未払金	698
材料貯蔵品	22,678	未払費用	4,435
短期貸付金	617	未払法人税等	5,969
キャッシュ・マネジメント・サービス貸付金	61	未成工事受入金	8,651
前払費用	147	預り金	2,320
その他	9,419	前受収益	3
固定資産	**155,533**	工事損失引当金	155
有形固定資産	**67,039**	営業外支払手形	3
建物・構築物	28,429	営業外電子記録債務	39
機械・運搬具	10,240	その他	8
工具器具・備品	908	**固定負債**	**5,051**
土地	24,250	長期借入金	661
リース資産	2,138	リース債務	1,822
建設仮勘定	1,072	資産除去債務	1,207
無形固定資産	**1,716**	長期未払金	143
電話加入権	90	退職給付引当金	1,103
ソフトウェア	864	その他	114
その他	761	**負債合計**	**137,775**
投資その他の資産	**86,777**	**純資産の部**	
投資有価証券	40,797	**株主資本**	**197,430**
関係会社株式	25,634	**資本金**	**12,561**
関係会社有価証券	4,241	**資本剰余金**	**12,543**
出資金	16	資本準備金	12,543
関係会社出資金	461	**利益剰余金**	**172,327**
長期貸付金	4,434	その他利益剰余金	172,327
破産更生債権等	222	圧縮記帳積立金	2,527
長期前払費用	356	特別償却準備金	6
前払年金費用	7,874	別途積立金	58,519
繰延税金資産	867	繰越利益剰余金	111,273
その他	3,435	**自己株式**	**△2**
貸倒引当金	△1,564	**評価・換算差額等**	**1,745**
		その他有価証券評価差額金	1,745
		純資産合計	**199,176**
資産合計	**336,952**	**負債・純資産合計**	**336,952**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 （2021年４月１日から2022年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	
売上高		
完成工事高	318,145	
兼業事業売上高	4,422	322,568
売上原価		
完成工事原価	275,750	
兼業事業売上原価	2,930	278,680
売上総利益		
完成工事総利益	42,395	
兼業事業総利益	1,491	43,887
販売費及び一般管理費		17,359
営業利益		26,527
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,258	
その他	1,761	3,019
営業外費用		
支払利息	355	
その他	368	724
経常利益		28,822
特別利益		
固定資産売却益	1	
投資有価証券売却益	689	690
特別損失		
固定資産処分損	274	
投資有価証券売却損	36	
投資有価証券評価損	489	800
税引前当期純利益		28,712
法人税、住民税及び事業税	8,910	
法人税等調整額	△888	8,021
当期純利益		20,690

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の連結計算書類監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年５月20日

株式会社　九　電　工
　　取 締 役 会　　御中

EY新日本有限責任監査法人

福　　岡　　事　　務　　所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　石　田　博　信

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　吉　村　祐　二

監査意見
　当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社九電工の2021年４月１日から2022年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社九電工及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年５月20日

株式会社　九　電　工
　　取 締 役 会　　御中

EY新日本有限責任監査法人

福　　岡　　事　　務　　所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　石　田　博　信

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　吉　村　祐　二

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社九電工の2021年４月１日から2022年３月31日までの第94期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書 謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2021年４月１日から2022年３月31日までの第94期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月24日

株式会社　九電工　監査役会

常勤監査役	緒方　勇	㊞
常勤監査役	加藤　慎司	㊞
社外監査役	道永　幸典	㊞
社外監査役	吉迫　徹	㊞
社外監査役	添田　英俊	㊞

以　上

トピックス

／ 地域との共生 ／

私達は地域に根ざす企業として、
さまざまな活動を通して社会に貢献しています。

地域社会の共感を得る企業を目指して

地域社会づくりや社会貢献活動に参画することは、地域社会を構成する一員としての社会的義務と考えています。当社では毎年 10 月に『さわやかコミュニティ旬間』を設定し高所作業でのノウハウを活かした清掃作業や、福祉施設の設備点検作業など、各事業所で地域に密着した社会貢献活動を実施しています。この取り組みは今年で 54 回を数え、当社の社会貢献活動の中核として定着しています。

国際貢献

本社内に設置している「在福岡インドネシア共和国名誉領事館」の運営や九州・インドネシア友好協会の事業運営をはじめ、留学生支援制度、ＮＧＯと連携したボランティア活動などに取り組んでいます。

学術研究者支援事業

主に九州圏で学究活動を行う研究者を支援する制度として、2000 年度から実施。主に当社の事業に関する研究を行っている方に助成を行っています。

／ 陸上競技部のご紹介 ／

限界にチャレンジする九電工陸上競技部

当社の陸上競技部の歴史は古く、男女ともに国内外の大会でその実力を発揮しています。部員達は仕事にも練習にも全力で取り組み、全国に向けてアピールを続けています。また、地域のジョギング大会にも参加し、技術指導を行うなど､地域に密着した社会貢献活動を行っています。

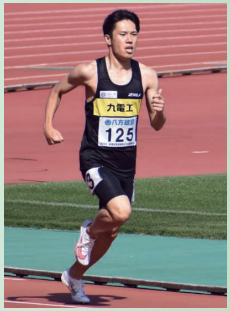

株主総会
会場ご案内図

会 場

場 所　福岡市南区那の川一丁目２３番３５号
株式会社九電工本社ビル９階講堂

連絡先　092-523-1691（当社代表番号）

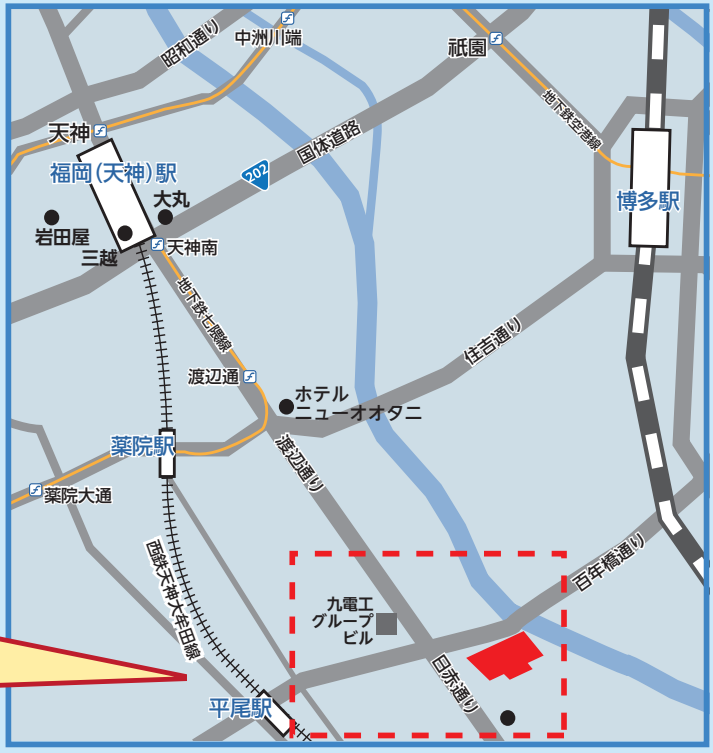

交通のご案内

Access

博多駅からお越しの場合

博多駅	徒歩	博多駅前C	バス約13分	那の川（九電工前）（小笹方向）	徒歩1分	九電工本社ビル
博多駅	徒歩	博多駅前C	バス約15分	那の川（清水町方向）	徒歩2分	九電工本社ビル

天神からお越しの場合

天神大丸前（4）	バス約12分	那の川（清水町方向）	徒歩2分	九電工本社ビル

西鉄天神大牟田線各駅からお越しの場合

西鉄天神大牟田線各駅より		平尾駅	徒歩8分	九電工本社ビル

※当日は駐車場のご用意ができませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申しあげます。

株式会社　九電工
〒815-0081　福岡市南区那の川一丁目23番35号
電話 092(523)1691　FAX 092(524)3269

FSC www.fsc.org　ミックス　責任ある木質資源を使用した紙　FSC® C022915
VEGETABLE OIL INK
UD FONT